

資金運用専門委員会（仮称）の設置について（案）

厚生労働省年金局

1. 設置の趣旨及び目的

年金財政については既に財政検証に着手しているが、厚生労働大臣が定める管理運用独法の次期中期目標（平成22年度からの概ね5年間）や関係法令に定めた年金積立金の運用の基本的枠組みや方向性についても、検討を行う必要がある。

また、年金積立金の運用においては、平成20年度には財政融資資金預託金の満期償還がすべて完了し、年金積立金のほぼ全額が年金積立金管理運用独立行政法人（管理運用独法）により管理運用されることとなるほか、本年4月は被用者年金制度一元化法案が国会に提出（継続審議）されるなど、年金積立金の管理運用をめぐる環境は大きく変化してきている。

他方、資金運用に係る審議を行っていた年金資金運用分科会が、年金資金運用基金の廃止、専門性を高めた年金積立金管理運用独立行政法人の設立を機に廃止された結果、現在は積立金の管理運用について専門的に議論をいただく場が審議会には存しない。

このため、上記のような新たな諸課題について、制度構築等の観点から専門的に議論していただくため、金融・資金運用などの経済の専門家を中心とした学識経験者等からなる委員会を設置する。

2. 検討課題

- ・年金積立金の運用の在り方をめぐる諸課題について
- ・財政検証を踏まえた中期目標の見直しについて
- ・年金積立金の運用に関する国民・市場参加者等への情報提供等について 等

3. 設置の方法及び会合の名称

経済前提専門委員会と同様、社会保障審議会年金部会に委員会として設置し、金融・資金運用などの経済の専門家を中心とした学識経験者等により構成する。

委員会の名称は、資金運用専門委員会（仮称）とする。

4. スケジュール

- ・平成19年10月中を目途に第1回会合を開催
- ・以後、随時開催

年金記録問題への対応

年金記録適正化実施工程表(平成19年8月 厚生労働省)のポイント

目的:「年金記録に対する信頼と新たな年金記録管理体制の確立について」(7月5日政府・与党取りまとめ)を受けて、年金記録問題への今後の対応方針及びそのスケジュールを示す。

1. 「5000万件」の名寄せ【システム開発:19年8月~11月 目途 名寄せ:19年12月~20年3月 目途】

- 平成19年11月末までを目途にシステム開発を完了し、平成19年12月から20年3月までを目途に名寄せを完了。
- 名寄せと並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等の「5000万件」の記録の内容について、民間の専門家チームと連携して解明作業に着手。
※「1430万件」等についても、「5000万件」に準じて解明作業を進める。

2. すべての方へのお知らせ

①「ねんきん特別便」【平成19年12月~平成20年10月 目途】

- 今回の名寄せの結果を受けて、「ねんきん定期便」に代えて、すべての年金受給者及び被保険者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付。

送付対象		送付時期
名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ		19年12月~20年3月 目途
その他すべての方へのお知らせ	①既に年金を受けている方	20年4月~5月 目途
	②今後年金を受け取る予定の方	20年6月~10月 目途

- 記録が結び付くと思われる方には「確認はがき」「年金加入記録照会票」をあわせて送付。
- 厚生年金被保険者について、経済団体の協力を前提に、事業主経由での送付を検討。

②「ねんきん定期便」【平成21年4月~】

- 平成21年4月から、「ねんきん定期便」を本格実施させる。なお、一定期間及び一定期間経過後については、以下の通りお知らせを送付することについて検討する。

【一定期間内】

【一定期間経過後】

送付対象者	今回追加する内容	送付対象者	今回追加する内容
すべての被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・加入履歴 ・全期間の厚生年金の標準報酬月額 ・全期間の国民年金の保険料納付状況 	35歳、45歳、58歳の被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・加入履歴 ・全期間の厚生年金の標準報酬月額 ・全期間の国民年金の保険料納付状況
		上記以外の被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・直近一年分の厚生年金標準報酬月額 ・直近一年分の国民年金保険料の納付状況

※従来から送付予定の内容:①加入実績に応じた年金見込額、②加入期間、③保険料納付額の目安、④将来の年金見込額(50歳以上)または年金額の早見表(50歳未満)

③いわゆる「無年金者」の方へのお知らせ【平成20年6月 目途】

- 今年度中に市町村に協力を依頼し、介護保険の普通徴収者(年金から介護保険料を源泉徴収されていない者)に送付する保険料納入告知書に、注意喚起のためのチラシを同封。

3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ【平成20年度~】

- 特殊台帳等との突合せ作業は、平成20年度当初から実施。「国民年金の特殊台帳の記録」から突合せを先行実施。

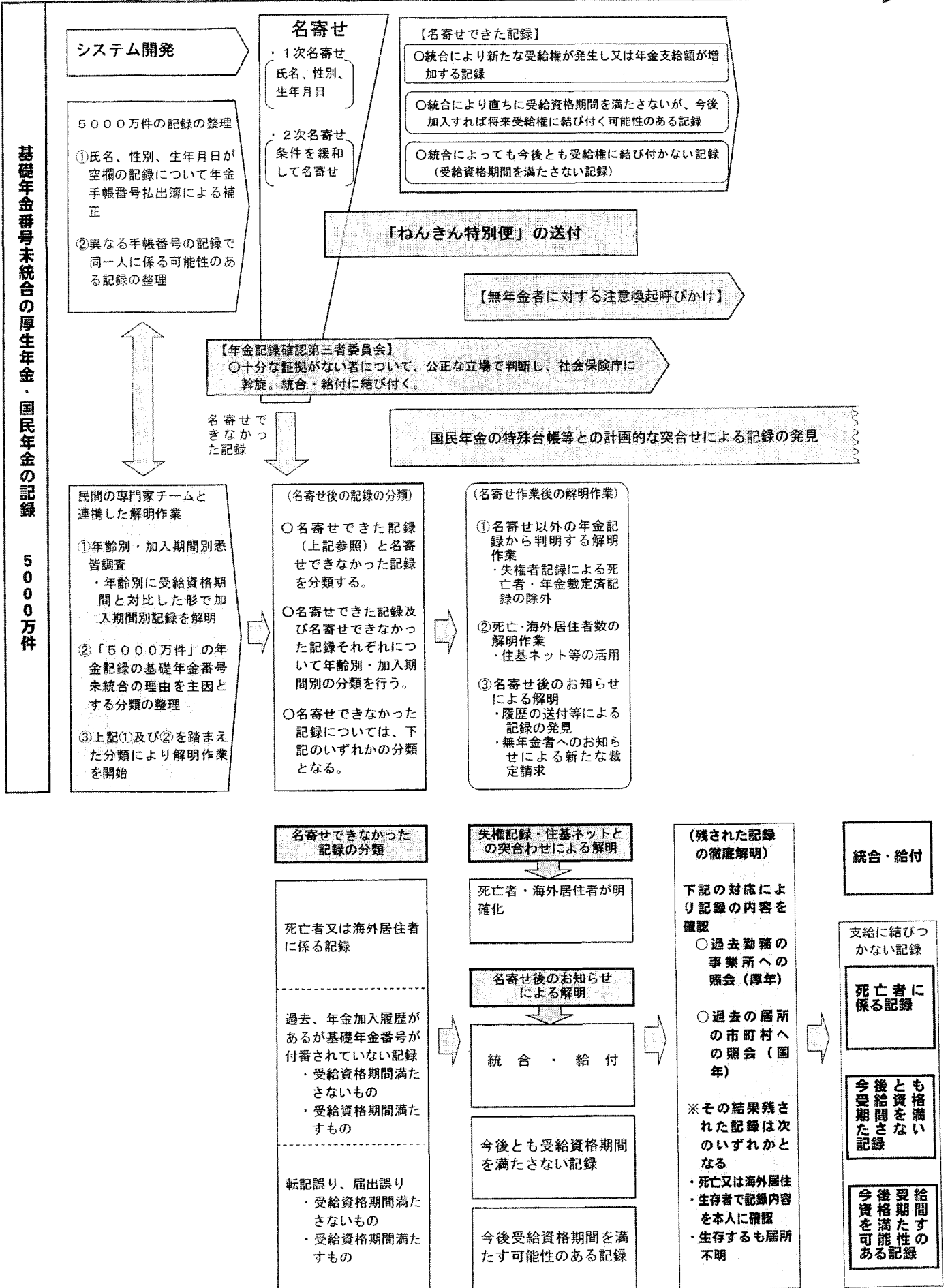
4. 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ【平成20年度中を目途】

- 社会保険庁から被保険者記録を提供し、企業年金連合会及び各厚生年金基金において突合せを実施。

「5000万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】 【名寄せ作業後の解明作業】

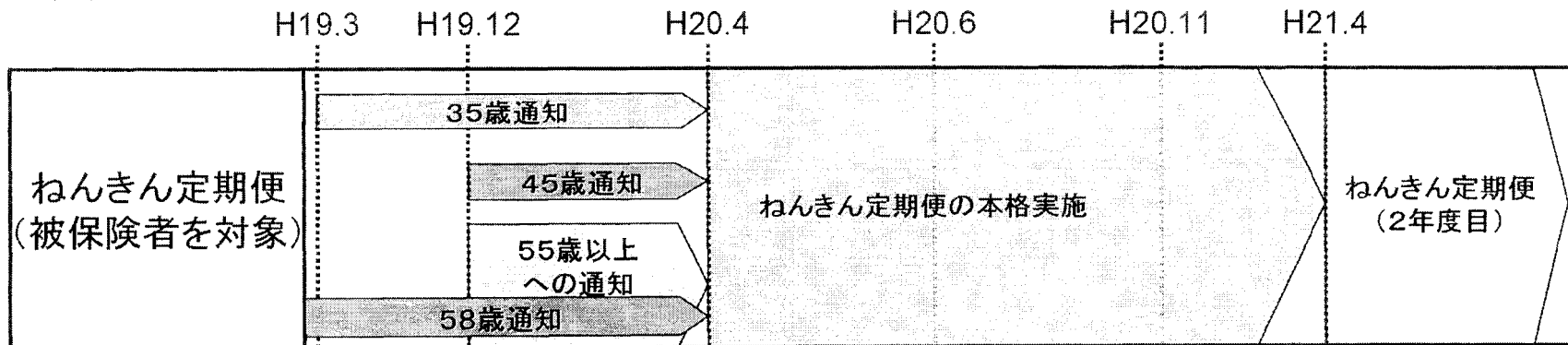
19年8月 19年12月 20年3月 ※各分類毎の記録数について定期的に公表



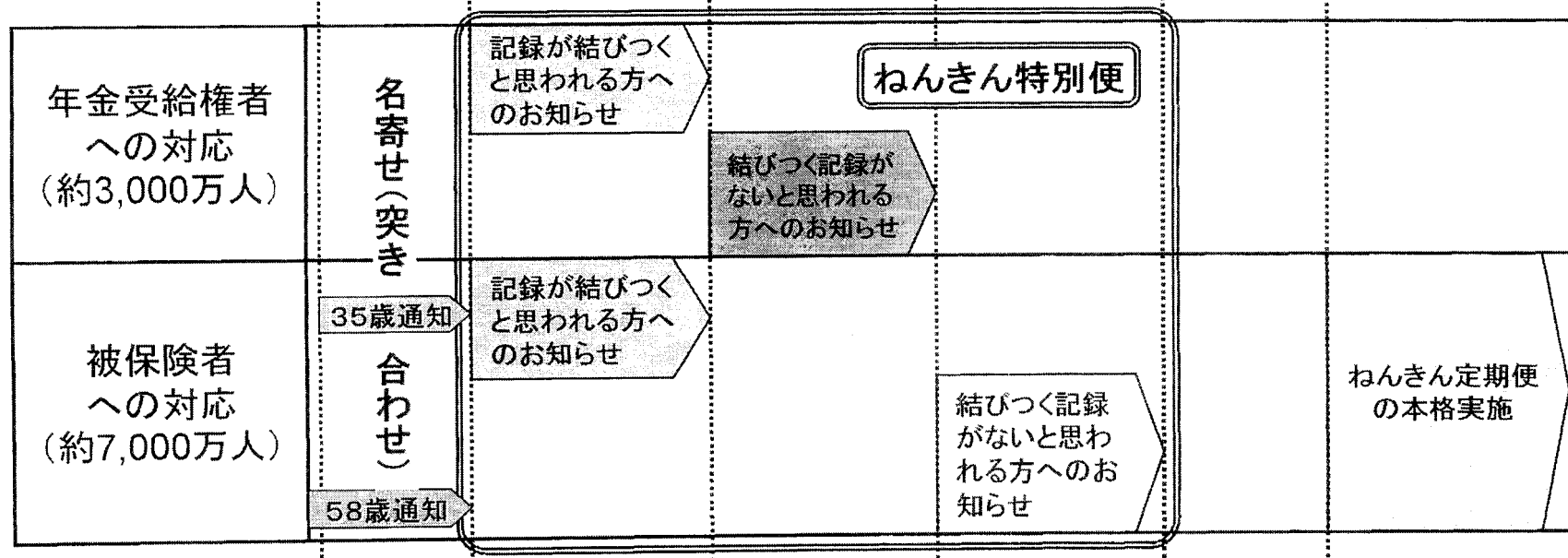
「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」の関係

実施スケジュール

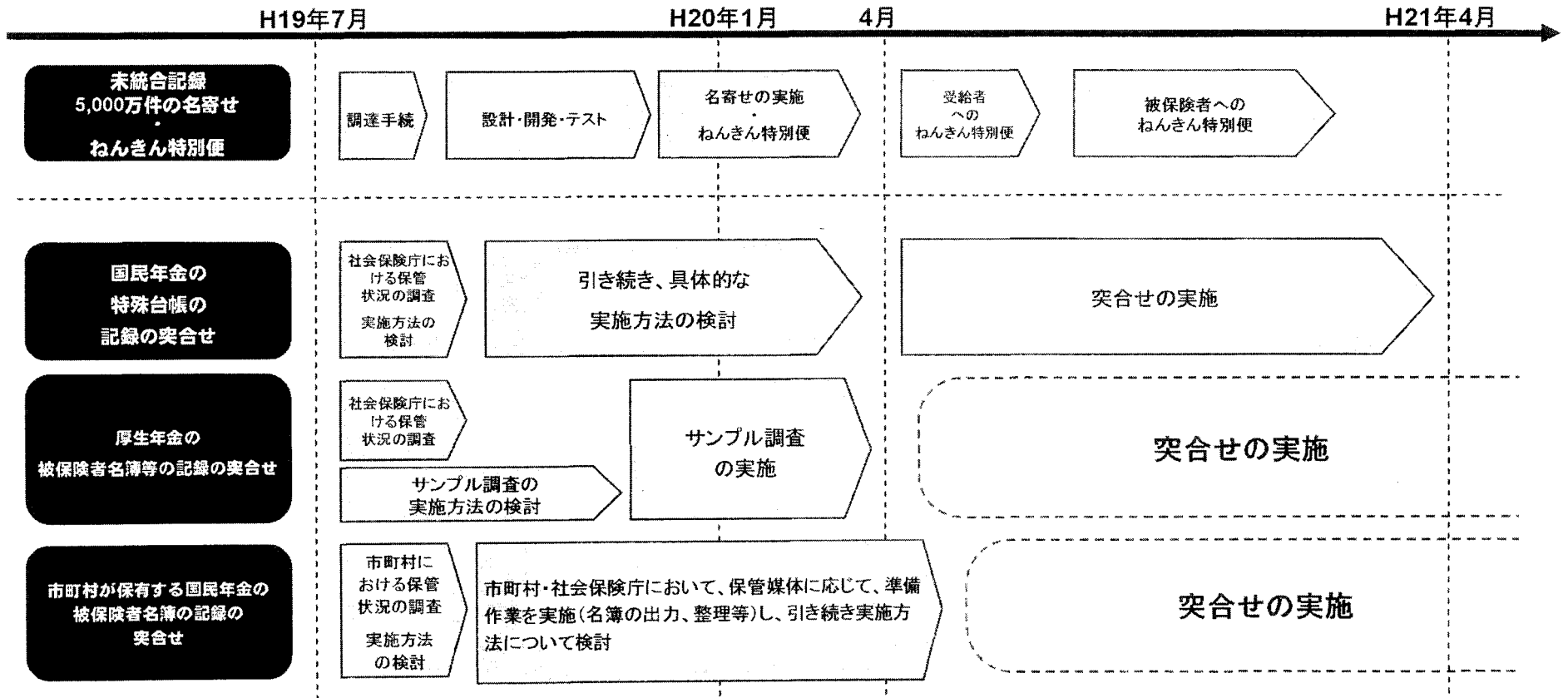
従来のスケジュール



見直し後の
スケジュール



コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せについて



年金時効特例法の概要

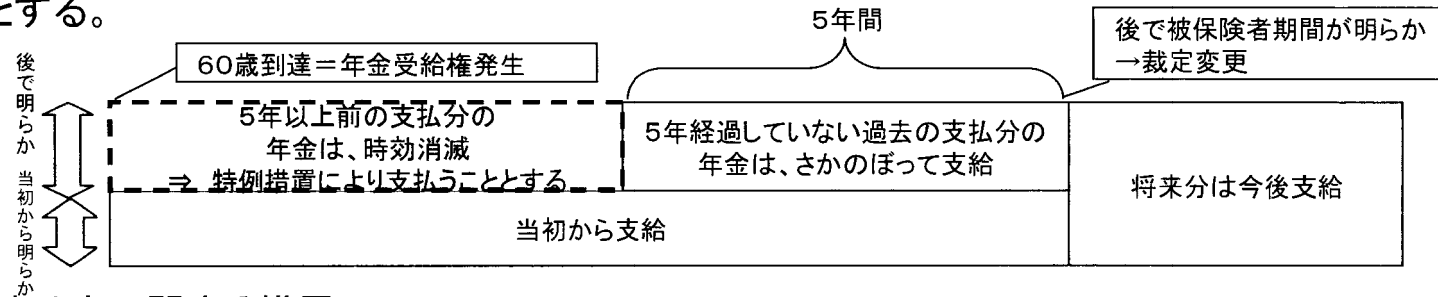
1. 時効に関する特例措置

(現在の取扱い)

年金の支払いを受ける権利は、2か月に1度の各支払月から5年経過すると、時効により順次自動的に消滅。このため、当初明らかでなかった年金記録が5年経過後に明らかとなった場合、この記録に基づく年金の増額分のうち5年以上前の支払分については、自動的に時効消滅し、受給できない。

(1) 既に年金を受給している方などに関する措置

- 既に年金を受給している方・受給するはずだった方(未支給のまま死亡した場合の遺族を含む)について、その方の記録が訂正され、年金が増額された場合、その時点で5年の消滅時効が完成していた部分についても支払うものとする。



(2) 今後年金を受給する方に関する措置

- 「ねんきん定期便」による確認呼びかけ等により、現役中から年金記録を適正なものとする。
- その上で、今後年金を受給する方の年金支給についても、(1)と同様、5年以上前の支払い分の年金が自動的に時効消滅しないよう法律上手当する。
* 5年以上前の支払分の年金について自動的に時効消滅することとしている会計法の適用除外措置を講じる

(注) 上記措置により支給されることとなる基礎年金に係る国庫負担割合等について所要の規定の整備を行う。

2. 正確な年金記録の整備の責務

- 「政府は、年金個人情報について、被保険者、受給者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずる」旨の責務を定める。

3. 施行期日 公布の日から施行する。

年金記録確認第三者委員会と基本方針について

1. 第三者委員会の設置

- 社会保険庁の管理する年金記録に対する国民の不信が高まったことを受け、その信頼を回復するため、政府・与党一体となって、包括的かつ徹底的な対応を行うこととされた。
- この中で、年金記録問題の一類型である「保険料を納めた旨の本人の申し立てがあるにもかかわらず、保険料の納付の記録がないケース」については、総務省に「年金記録確認第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）を設置し、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断することとされた。

(注) 「第三者委員会」の法律上の位置付けについては、総務省の権限である「各行政機関の業務等に関する苦情の申出についての必要なあっせん」に関する諮問機関として、総務省組織令に基づき設置されたもの。

2. 「基本方針」

- 第三者委員会が個別のあっせん案を作成するに先立ち、7月10日、総務大臣は「年金記録の申し立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（7月10日決定。以下「基本方針」という。）を取りまとめた。
- 第三者委員会によるあっせん案作成は、国民年金に関する事案も厚生年金に関する事案も対象とするが、厚生年金の申立人が事業主に保険料を納付しているが事業主が社会保険庁に手続をしていない事案については、下記3.のとおり現行制度におけるあっせんに限界があることから、「政府における対応を待って検討」とされている。

(注1) 基本方針「第4 その他」―抜粋―

- 1) 厚生年金において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、社会保険庁の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、政府における対応を待って検討する。

(注2) 事業主の保険料納付と保険給付との関係については、

【原則】時効により保険料を徴収できない期間については、保険給付を行わない（厚生年金保険法第75条本文）

【例外】被保険者の資格取得の届出等があった後に、時効により保険料を徴収できなくなった期間については、保険給付を行う（同条ただし書）

こととされている。